

令和6年

7月号

濱田会計事務所通信

令和6年7月1日発行 Vol.83

令和6年度、近畿青年税理士連盟という団体の代表となりました。若い税理士が中心となって運営している税理士の任意団体ですが、60年の歴史があり、近畿税理士会の会長や役員とも意見交換をする影響力のある団体です。

最近ではインボイス制度や定額減税など、制度が複雑すぎて納税者の事務負担が過度になりすぎています。税制改正についても意見を述べる機会がありますので、ご意見がございましたら是非お寄せ下さい。

第112回 六月定時総会

近畿青年税理士連盟



経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)とは

制度の概要

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

無担保・無保証人で掛金の最高10倍(上限8,000万円)まで借入れでき、掛金は損金または必要経費に算入できます。

共済金の借入れが受けられる取引先の倒産

- ・法的整理 ・取引停止処分 ・でんさいネットの取引停止処分 ・私的整理
 - ・災害による不渡り ・災害によるでんさいの支払不能 ・特定非常災害による支払不能
- (注)夜逃げをされた場合などは倒産にはあたらないため、共済金の借り入れが受けられる取引先の倒産にはあたりません。

経営セーフティ共済の安心の4つのポイント

ポイント1 無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入れ可能

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍(最高8,000万円)」の、いずれか少ないほうの金額となります。

ポイント2 取引先が倒産後、借入れできる

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、借り入れることができます。

ポイント3 掛金を損金、または必要経費に算入できる

掛金月額額は5,000円~20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。また確定申告の際、掛金を損金(法人の場合)、または必要経費(個人事業主の場合)に算入できます。

ポイント4 解約手当金が受けとれる

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12ヶ月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40ヶ月以上納めていれば、掛金全額が戻ります(12ヶ月未満は掛け捨てとなります)。



経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)を使った節税

経営セーフティ共済の制度の趣旨は中小企業の連鎖倒産を防ぐことが主ですが、効率的な節税のために加入する事がほとんどです。

【効率的な節税のポイントとは】

- ① 利益の出ている年度で経費として処理ができ、支払額のうち経費となる割合が高い。
 - ② 利益の出していない年度で解約して利益とし、解約する年度を自分で決められる。
 - ③ 解約するときの返戻率が高い。
- などがあります。特に重要なポイントは③です。

経営セーフティ共済は、加入時の掛金が全額経費として扱われ(①) 40ヶ月以上経過すればいつ解約(②)しても100%の返戻率で戻ってくる(③)ので、上記の節税ポイント要件を全て満たしています。こういった制度は解約する年度に利益が計上されるため、解約時に赤字が出ていないと税務上のメリットがなくなってしまいますが、法人で加入すれば代表者が退職するときの退職金としても利用出来るため、こういったリスクもほぼありません。

ここまで節税として利用できる制度は他にはなく(この制度が独立行政法人中小企業基盤整備機構という、実質的に政府が運営しているためであり)利益が出ている法人であれば必ず加入することをお勧めする制度です(個人事業者にはあまりお勧めしていません)。ただし、掛金は最大月額20万円、累計800万円までが限度です。使い勝手がよく解約と加入を繰り返す事業者が多発したためか、令和6年の税制改正により、令和6年10月1日以降に解約し再加入した場合は、解約日から2年を経過する日までは掛金を経費として処理出来なくなりました。

加入するためには継続して1年以上事業を継続している必要があるため、事業開始の初年度は加入することは出来ません。また、中小企業者であれば加入できますが、医療法人やNPO法人など、加入できない事業形態もあります。加入を検討される場合は、専門家にご相談頂く様にお願いいたします。



事務所からのお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。事務所開設して以来、沢山の御縁に恵まれ様々な業種の皆様とお会いでき感謝しております。

さて来月号より、この欄でお客様のご紹介を始めたいと思います。事務所で繋がるご縁もあるかもしれません。

掲載にあたり事前に許可や内容をご連絡致します。

ご参加頂けますと幸いです。

何卒ご検討を宜しくお願いいたします。

【最近のYouTube動画】

- ・楽天証券でiDeCoの申し込みをしよう
- ・楽天証券新NISAで投資信託を追加購入しました
- ・金融機関に勧められて購入した投資信託を4年間所有した結果
- ・SBI証券で新NISAの口座開設の申込をしよう
- ・楽天証券口座で新NISAの積立購入設定をしよう



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと…一緒に考えましょう！



無料
メールマガジン
登録はこちら

